## 認知症に関連したサービス一覧表

認知症の症状とケアの流れ:認知症の症状は少しずつ進行して変化していきます。右にいくほど認知症の症状が進行している状態を示しています)※あくまでも例示のため必ずしも当てはまるとは限りません。

	正常な状態	認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立		₽りがあれば 活は自立	日常生活に手助け 介助が必要	常に介護が必要
本人の様子	○自分の体調管理のために健康診断を受けた	○物忘れが見られ、人の名前が思い出せ	○買い物の時に小銭の支払いに戸惑い、	○季節にあった服選	びや、服を着る順番が	○着替えや食事、トイレがうまくでき	○会話がかみ合わなくなる。
	り、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を決め	ないことがしばしば見られる。	お札で払う。	わからなくなる。		ない。	○表情が乏しくなる。
		○日付・曜日の間違えが増える。	○同じものを何度も買う	〇食べたこと自体を2	忘れる。	○一緒に住む人や、親しい人がわから	○歩くことが困難でほぼ寝たきりの
		〇同じことを言う。	○身なりを気にしなくなる。	○今までとは違う攻	撃的な言動がみられ	なくなったりする。	態となる。
			○大事な物を何処に保管したか思い出せ			○妄想が多くなる。	
		できる。	ずに探し回ることが増える	○時間や場所がわか		○目が離せないことが多くなる。	
医療(P8)	認知症疾患医療センター(松ヶ丘病院)・益田赤十字病院(物忘れ外来)・かかりつけ医、認知症サポート医:認知症に関する相談・受診ができます。						
相談 (P7~8)	地域包括支援センター・益田保健所:健康増進課・認知症地域支援推進員・介護支援専門員(ケアマネージャー):認知症の方やご家族の方の相談ができます。						
	かかりつけ医・かかりつけ歯科・薬剤師:日常の健康管理を含めて、早い段階で相談できる体制を作っておきましょう。必要に応じて専門医に紹介します。 						
	<b>認知症初期集中支援チーム:</b> 認知症の疑いまた認知症の方やご家族に対して、必要に応じて適切な医療や介護サービスが利用できるよう6ヶ月間集中的に支援を行います。						
介護予防・進行予防 (P9~10, 13)	健康相談、健康教室:保健師等が血圧測定や	栄養相談、生活習慣病についての講話など	ごを行っています。				
	高齢者サロン:公民館や集会所等身近な場所で健康体操や趣味活動などを行っています。						
		<mark>通所介護:ディサ-</mark>	- ビスに通い、他者交流やリクリエーション	/を行うことができます			
		通所リハビリ・訪問	<b>問リハビリ:</b> 施設や自宅でリハビリを受ける	ることができます。			
		認知症デイケア:	家庭療養中の方を対象に外来治療の一環とし	て通い、簡単な体操や	。 ゲームをして身体を 動	動かします。	
	<b>認知症対応型通所介護:</b> デイサービスに通い、専門的なケアを中心に他者交流やリクリエーションを行うことができます。						
身の回りの支援 (P13)		訪問介護:ホームへ川	レパーに訪問してもらい、入浴、排泄、食事等の	身体介護や調理、洗濯、	帚除等の生活援助を受ける	ることができます。	
			小規模多機能型居宅介護:通いを中心に	こ、利用者の選択に応し	じて訪問サービスや泊	りのサービスを組み合わせ、多機能なサ-	ービスを受けられます。
				<b>訪問看護:</b> 看護師に	自宅に来てもらい、健康	状態の管理やリハビリを受けることができま	<b>す</b> 。
						訪問入浴:家庭を訪問し、移動入浴頭	車で入浴介護をします。
住まいの支援 (P13)	養護老人ホーム:経済上の理由などにより、	自宅での生活が困難となった方が日常生活	舌の支援を受けながら暮らす施設です。				
		サービス付き高齢者	<b>向け住宅・有料老人ホーム</b> :安否確認や生活	舌相談サービスが提供	されます。ただし、食	事の提供や介護、健康管理などの日常生	活の支援はありません。
		特定施設入所者生活	<b>介護:</b> 有料老人ホームに入居している高齢ネ	者に、日常生活上の支持	爰や介護を提供します。	0	
			認知症対応型共同生活介護(グループホ・	ーム): 認知症の高齢者が	が共同生活をする住宅で、	スタッフによる食事・入浴などの介護や支援	、機能訓練をうけられます。
						( <b>特別養護老人ホーム):</b> 寝たきりや認知 がは介護が困難な人が入所できます。	症で、日常生活において常時介
見守り、安否確認 (P14)	<b>緊急通報装置貸与サービス</b> :日堂生活におい	マス安があり 党に目守りを必要とする意		日堂生活を安心して真	真らしていただけると:	う 支援します	
	緊急通報装置貸与サービス:日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に緊急通報装置を貸与し、日常生活を安心して暮らしていただけるよう、支援します。						
	<b>配食サービス:</b> 65歳以上でひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、自分の調理が困難な方で、かつ安否確認が必要な方が対象。その方の身体・生活状況に適したケアプランを作成します。配達時に安否確認を行います。						
介護する家族への支援 (P14, 16)	   <b>                                   </b>	スことができ 認知症の正しい理解や予防	<b>!</b> たに関するポイントについての学習 レクリ	ションや茎託会 <i>t</i>	いど いろいろか方と	繋がることができる圧場所とかっていまる	<del>l</del>
	<b>認知症予防カフェ:</b> 地域のどなたでも参加することができ、認知症の正しい理解や予防に関するポイントについての学習、レクリェーションや茶話会など、いろいろな方と繋がることができる居場所となっています。 家族の会: 認知症の方を介護する、または介護の経験がある家族が集まり、日頃の様子や悩みについて気軽に話せる場所があります。						
	<b>短期入所生活介護(ショートステイ):</b> 福祉施設に短期間入所して、介護予防や日常生活上の支援(食事、入浴、排泄等)などが受けられます。						
				<b>認知症緊急対応訪</b> 訪問し、対応する		対応が困難な認知症状が発症したとき、	日ごろから顔なじみの福祉施設職員が
				<b>認知症高齢者やす</b> り 見守りを行います。		知症高齢者を介護している家族が、急に	介護できないときに、家族に代わって
権利擁護のための支援 (P18)	<b>成年後見制度:(任意後見)</b> 判断能力があるうちに本人の意思で特定の人を後見人とするための契約を結ぶ制度です。 <b>(法定後見)</b> 判断能力の不十分な方に対して、財産管理や身上監護などの支援を後見人によって行う制度です。						
			<b>Ξ活自立支援事業:</b> 自分のことを自分で判断 サービス利用の手続きや金銭管理に係る支援		られた方を対象に、		